

災害医療コーディネーターについて

災害医療コーディネーターについては、厚生労働省業務計画等において、都道府県が行う災害医療対応には災害医療コーディネーターを活用することや、その運用体制整備を進めるとされています。

本県では、平成 25 年度に「三重県災害医療コーディネーター設置要綱」（資料 4-1）を定め、災害医療に精通し、かつ、三重県の医療の現状について熟知している医師 43 名（資料 4-2）をコーディネーターに委嘱しています。

また、平成 31 年 3 月 31 日で 2 年間の任期が切れることから、4 月以降の委嘱に向けて現在、各地域ごとにコーディネーターの人選を進めているところです。

一方で、制度創設から 5 年以上が経過し、その間の状況変化なども考慮し、コーディネーター機能の強化に向けて、見直しを図っていく必要があると考えています。

1. 現状と課題

（1）現状

- ・災害医療コーディネーターについては、平成 30 年 5 月現在、45 都道府県で設置されており、多くの都道府県では本県と同様に災害拠点病院や医師会推薦の医師が委嘱されています。
- ・災害薬事コーディネーターや小児・周産期リエゾンなど、専門分野の災害医療コーディネート体制が整備されてきています。
- ・厚生労働省は、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの役割や運用を明確にするため、活動要領を作成しました。（資料 4-3、4-4）

（2）課題

- ・災害医療コーディネーターの守備範囲や運用体制、災害薬事コーディネーターなどの専門分野のコーディネーターとの役割分担の整理が必要です。
- ・災害発生時に実際に県庁舎等へ参集し、コーディネーター活動ができるコーディネーターへの委嘱が必要です。

など

2. 今後の予定

厚生労働省から示された活動要領を踏まえながら、より効果的な災害医療コーディネート体制が構築できるように、災害医療コーディネーター制度を見直していきます。